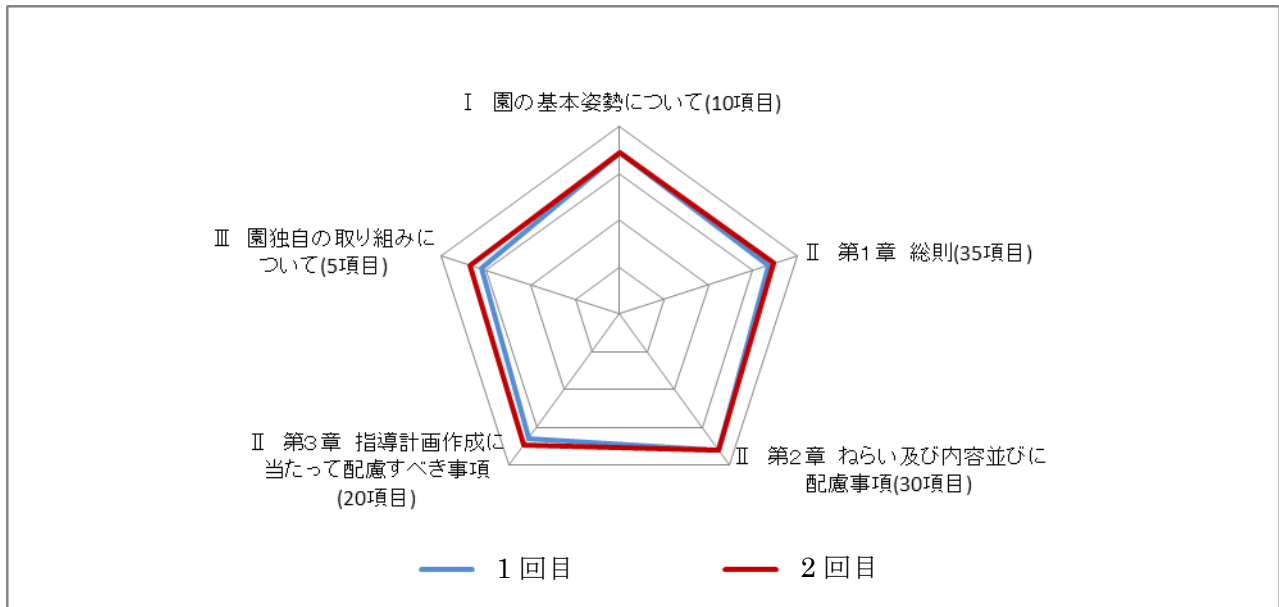


H30 年度 2 月 自己評価のまとめ

(まるづか職員自己評価公表について)

平成 29 年度よりこども園と認定され以前より職員が行なっていた、保育に関する自己評価を公表する義務が課せられることになりました。また、施設関係者の方に自己評価を確認してもらうと共に施設関係評価を受けました。自己評価（認定こども園の教育・保育要領のチェック含む）の内容は下記のとおりです。

- I. 園の基本姿勢について(教育・保育理念や目標の理解・発達の重要性等)10 項目
 - II 第 1 章. 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（教育及び保育の基本）35 項目
 - II 第 2 章. 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（ねらい及び内容並びに配慮事項）30 項目
 - II 第 3 章. 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（指導計画作成に当たって配慮すべき事項）20 項目
 - III. 園独自の取り組みについて 5 項目
- の 100 項目を自己評価し、今年度の反省をもとに次年度の改善内容を検討していきます。



自園や各職員の勤務状況に適した文章に変え、評価が向上できるようにしていきます。

Q34 学校保健計画に基づいて、そのねらいや内容を明確に知り実行している。

Q37 学校環境衛生基準（換気、採光、照明、保温、施設内各所及びあらゆる設備の清潔保持、その他環境衛生の維持、感染症の蔓延防止）を理解して実践している。

【改善策】

- ・ 学校保健計画、学校環境衛生基準について職員間での周知徹底をしていきます。
- ・ 学校環境衛生基準については西島薬局の西島先生に検査を依頼しており、定期的に行っています。

Q93 小学校との連携とは、園児の発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図るとともに、幼保連携型認定こども園の園児と小学校の児童の交流の機会、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けるなどであることを知っている。

【改善策】

- ・ 位置職員が行なうことではなく、担当者や年長児の保育教諭が中心になり小学校に向けての連絡会に参加したり、行事参加し、連携を取っています。幼保連携型認定こども園園児指導要録を届けに行く際に、子どもの様子を園長、クラス担任が報告を行っています。そのことを職員に伝え、共通理解していきます。

Q95 保護者と園児との活動の機会を設けている。また、保護者の乳幼児期の教育及び保育に関する理解が深まるよう配慮している。

【改善策】

- ・ 保育参加や面談の際、クラスの保育教諭が保護者と園児に対しての共通理解のもと活動を行っていますが、そのことを職員に説明し、職員全体が園児の様子により意識を高く持って、保育やそのサポートを行っていくように充実した話し合いをしています。（職員会議、園内研修など）